



立造船のドック入りに1か月つきあったこともあった。

また、当時のソ連船では、蒸気を利用したクレーンが使用され、スチーム暖房が実施されていたことから、甲板を含め船内の生活空間において、蒸気配管がいたるところになされていた。配管には石綿が巻かれ、石綿は被覆のないむき出しの状態だったので、接触、劣化、振動で飛散状況にあった。

こうした石綿荷役由来の曝露のほかからの曝露も無視できないものだった。

シベリア

田村さんは1986年初夏から1987年3月まで、シベリア地方の小松製作所製のダンプトラック整備工場に通訳として常駐した。

当時、小松製作所はダンプトラックをソ連に輸出し、その整備工場に社員を派遣しており、田村氏はその通訳として、常時、社員に同行し、つまりは整備工場に常駐し、現場に頻繁に立ち入り、整備の現場に立ち会って

いた。

整備工場では整備、補修されていたのは、小松製作所のHD1200という電気駆動車だった（写真—シベリアにて1986年8月27日撮影）。

工場に車輛がもちこまれると、現場に行き、一日のうち3時間程度は修理工場の中にいた。よく問題になっていたのは電動モ-

ーターの駆動部分で、それをあけてはずすと、ブレーキドラムなどがあったと、田村さんは記憶している。

車両に使用されるブレーキライニングなどは、当時は石綿製品であったと考えられる。

コマツグループのHPでは、早くは「1992年3月からノンアスベスト化している」との記載があり、当時のダンプトラックに石綿が使用されていたことは確かだろう。

横浜南労基署が、以上のような、職業的な石綿への（間接）曝露を認め、迅速に労災認定したことは評価できる。

田村さんはいま、術後の抗がん剤治療の副作用に耐えながら、親やウクライナ人の妻のためにもなんとか治りたい、生きながらえたいと願っている。



（関西労働者安全センター）

船舶用資材取扱いで肺がん 神奈川●石綿曝露作業を時間刻みで立証

Mさんの肺がんが、アスベスト曝露が原因であるとして労災認定された。Mさんは、1952年11月から少なくとも18年5か月間、アスベスト製品を含む船舶用資材の仕入れ、保管、加工、販売に携わっていた。残念ながらMさんは労災認定の知らせを受けた約1か月後にお亡くなりになってしまった。相談を受けてから約1年

間、Mさんと労災認定のためにいろいろと調査し歩んできたので、その記録をまとめる。

Mさんには、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会「神奈川支部」設立にむけての準備会にも参加していただいた。Mさんが労災認定のためにご苦勞された経験と、アスベスト被災者の根絶および補償救済に力を注ぎた

いというお気持ちは、息子さんとも、これからの私たちの活動で引き継いでいきたい。温和で優しいMさんの笑顔が今でも臉に焼きついています。どうぞ安らかにやすみ下さい。

アスベスト肺がんの労災認定基準では、曝露作業に従事した期間が10年以上必要だが、Mさんは、アスベスト製品製造業のように常時曝露を強いられる作業ではなかったため、曝露作業を時間刻みでひとつずつ積み上げ、当時の作業内容を細かく確認していった。労働基準監督署に提出した「アスベスト曝露作業の申立書」の要点を以下に記す。

業務の概要は、アスベスト製品を含む船舶用資材の仕入れ、保管、販売、加工であり、主に外国船専門業者（シップチャンドラー）へ船舶用資材を販売していた。また米軍から安く払い下げられたアスベスト製品の再生作業等にも従事していた。

船舶用資材（全体の約3割がアスベスト製品）の運搬作業においてトラックへの積み込み、トラックからの荷下ろし、自社倉庫への積み込み作業においてアスベスト粉じんに曝露。取り扱い製品がアスベストパウダーの場合は、アスベストの袋詰め作業も一緒に行うので、その袋詰め作業ではより多くのアスベスト粉じんに曝露。他に、建設設備工事や自動車整備に従事していた時期があったが、アスベスト使用の时期的な問題とアスベスト曝露状況の証明の困難さから、船舶用

資材の業務に的を絞って労災請求を進めた。

船舶用資材として取り扱っていた主なアスベスト製品とその用途について。「アスベストパウダー」は、ボイラー本体の高熱防護部分の剥離箇所の補修に使われる。スチーム及び高熱温水のパイプラインの高熱絶縁処置として使われる。使用法はセメントと同じように水を加え攪拌し、パイプ・バルブ等に張り付け、その上からアスベストテープやアスベストクロスで覆い固定する。その他にもペンキ塗装のようにエアガンで吹き付ける作業にも使用される。

「アスベストクロス」は、高温高熱の箇所、ボイラー周辺、パイプラインのアスベストパウダーの使用部分に仕上げるため巻き付けて使用。一卷30mで用途に合わせて切断して使用。「アスベストボード」は高熱箇所のボイラー付近、高熱給湯パイプライン等の断熱保護が充分でない部分、火気に対する隔壁防護に使用。非常にしろい材質のため木枠に収納して使用。

会社の倉庫内作業でもアスベストに曝露した。アスベスト製品等の購入した船舶用資材の倉庫への積み込みと倉庫からの搬出、倉庫内での資材管理や資材の加工作業においてアスベスト粉じんに曝露。建物は地上2階建てで「事務所・倉庫図」（省略）のとおり、事務所（横8m×縦12m）の3分の2を資材倉庫として使用。アスベスト製品は倉庫の一部にまとめて保管されていた。

た。倉庫内の空きスペースで、アスベストボードは大型ハサミで、アスベストクロス、アスベストシート等はハサミで切断し、袋詰め作業等を行っていた。さらに、米軍が安く払い下げたアスベスト製品を倉庫内で再生し、船舶用資材として再販売する作業も行っていた。再生作業は、素手できれいに延ばし、巻き直し、袋の詰め換え、ハサミで切断して端を揃える作業だ。高窓はあったが、十分な換気装置もなく、アスベスト粉じんが舞う中での作業だった。

「事務所・倉庫図」は、Mさんが記憶を頼りに描いたものだった。ご記憶の確かさと緻密さに驚くと同時に、この図はMさんのアスベスト曝露の状況をよく表しており、それが労基署の担当官にも伝わり、労災認定につながったものと思われる。

労災認定に至るまで、ご家族みんなの支えがあったが、なかでも息子さんが率先して中心的に動かれた。そもそも息子さんがインターネットで調べて当センターに連絡を下さったのが発端で、その後も労災認定に向け行動を共にしてきた。息子さんは、今後は、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の「神奈川支部」の活動にも参加して下さることになった。Mさんのご遺志を引き継ぎ、アスベスト被災者のための活動をとともに頑張っていきたい。

生前にMさんからは、今後の労災認定等で役立てて欲しいと、1970年代の船舶用資材のアスベスト船舶資材が多数掲載されている商品カタログをお預かり

したので、関心ある方はご連絡
いただきたい。

なお、Mさんのケースでは、「肺
がん」と確定診断をした医療機
関の転医前における療養の労
災給付の扱いが積み残しであり、これは今後の課題として私た
ちに託された。

Mさんはアスベスト曝露が原
因で「肺がん」を発症したが、そ
の医学的な証明としてはアスベ
スト専門医である横須賀中央診
療所の名取雄司医師に診察を
お願いした。名取医師の診断は、
アスベスト肺がんの労災認定基
準にある「胸膜プラーク」（アスベ
スト所見のひとつで大部分は壁
側胸膜に生じる限局性、板状の
胸膜肥厚のこと）が認められると
のことだった。「胸膜プラーク」は、
アスベスト疾患の経験が豊富な
医師はきちんと見つけるが、そう
でない医師はなかなか見つけら
れないという問題がある。Mさん
のケースでも、名取医師および神
奈川労働局の地方労災医員は
胸部CT写真上「胸膜プラーク」
を認めた。一方で主治医は「胸
膜プラーク」は「無」にチェックを
入れており、意見が分かれた。
今回は地方労災医員の「胸膜プ
ラーク有り」の意見を採用し労災
認定されたが、「無」だと認定基
準を満たさず、労災不支給にな
る場合が多い。「胸膜プラーク」
の有無は非常に重要な判断基
準となっている。

人体には個体差があり、アスベ
ストに曝露したからといって「胸
膜プラーク」が必ず出る訳ではな
い。また、「胸膜プラーク」があっ

ても、X線写真やCT写真の画像
上に必ず現れるというわけでもな
い。だから私たちは「胸膜プラーク
無し」でも、職歴でアスベスト曝
露が確認されれば労災認定す
べきと要求しているが、厚生労働
省はいまだに認めようしない。

また、問題ありとを感じるのは、
厚生労働省がアスベスト肺がん
の労災調査用に作成した「診断
（意見）書」の様式である。医
師に「胸膜プラーク」の有無を
チェック形式で書かせるのだが、
「有」か「無」の二択しかない。
前述のように、アスベスト疾患の
診断経験がほとんどない医師に
対し、「有」か「無」の二択しか
示さないのは不適切であり、別途
「不明」という選択肢も設けるべ
きではないか。「無」と断定する
よりも「不明」の方が実態を正確
に反映する。なお、労災時効救
済の特別遺族給付金関係の石
綿肺がんの様式には「不明」の
チェック欄がある。

ところで、労災認定で大きな役
割を果たしたのが、Mさんの当時
の同僚による「石綿曝露作業の
職歴証明書」であった。Mさんは
アスベスト曝露作業から40年を

経て肺がんを発症しており、40年
前の同僚を探し当て、「同僚証
明」をもらうのは非常に困難に思
えた。

しかしながらMさんは、記憶を
頼りに、当時同僚の一人が「新
しくできた団地に住む」と言っ
ていたことを思い出した。そして、
その同僚が40年間ずっと同じ団
地に住んでいるかどうか不明で
あったが、30棟近くある団地の集
合ポストの名前を一つひとつ調
べて歩いたのである。

病気を抱え疲労困憊しながら
30棟近い団地をめぐるが、歩け
ども歩けども、見覚えのある名前
は見つからない。精根尽き果て
るかと思った最後から2番目の棟
に、ついに同僚の名前を発見し
た。早速、事情を伝えたところ、
同僚は快く「同僚証明書」を引き
受けてくれたのである。

この「同僚証明書」に限らず、
Mさんに、最後までやり遂げると
いう強い気持ちがあったからこそ
労災認定に結びついたのであり、
改めてMさんのご努力と信念
に畏敬の念を覚える。



（神奈川労災職業病センター）

公務災害認定闘争支える会 兵庫●震災作業による中皮腫の故鳥谷さん

明石市環境事業所の職員の
鳥谷和則さんが、2014年10月15
日に、悪性腹膜中皮腫を発症し

49歳で亡くなった。

鳥谷さんは、腹部にしこりがある
ことに違和感を覚え、2012年